

令和6年度

相見小学校

いじめ防止基本方針

宝達志水町立相見小学校

1 いじめの問題への基本姿勢

(1) 学校を挙げた積極対応

いじめ問題対策チームを常設して「いじめを見逃さない学校」、外部機関との連携による「風通しのよい学校」づくりを推進するとともに、いじめ問題が発生した時には個別案件対応班を組織し、役割分担に沿った迅速で的確な対応を行うことで早期解消を図り、児童が安心して学ぶ環境を整える。

(2) いじめを許さない学校づくりのために

- ① いじめは、「どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」ものであることを、全教職員が十分認識すること
 - ・日頃から、児童が発するサインを見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めること。
- ② 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底すること
 - ・いじめられている児童については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すこと。
 - ・いじめる児童に対しては、出席停止等の措置も含め、毅然とした指導が必要。
- ③ 児童一人一人を大切にする意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識すること
 - ・教職員の言動が、児童に大きな影響力をもつことを十分認識し、いやしくも、教職員自身が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないようにすることが必要。
- ④ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識すること
 - ・一場面での指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折りに触れて必要な指導を行うこと。
- ⑤ 定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有すること
 - ・児童が発するサインを見逃さないよう、児童の実態に併せて調査を実施し、全教職員の共通理解のもと、迅速に対応すること。

2 いじめの理解

(1) いじめ問題の基本的考え方と認識

- ・ いじめは児童の心身の健全な発達に深刻な影響を及ぼし、不登校、自殺、殺人などを引き起こす背景となりうる重大な問題である。
- ・ いじめは、携帯電話やコンピュータの介在により、見えにくいものとなっている。
- ・ 誰もが加害者にも被害者にもなり得るものである。

(2) いじめをとらえる視点

個々の行為が「いじめ」に該当するかの判断は、表面的・形式的に行うことなくいじめられた児童の立場に立って、その気持ちを重視して行われなければならない。

いじめの定義 <平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より>

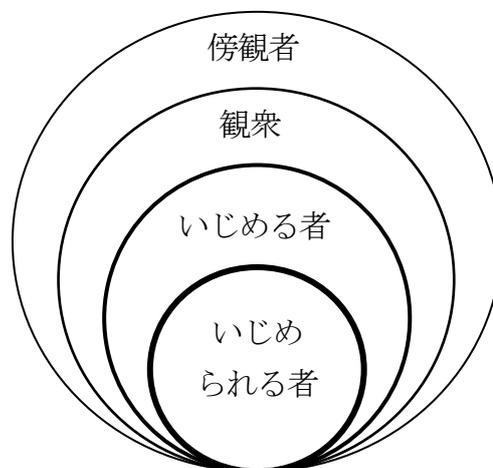
「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(3) いじめは笑いに隠される <いじめは行為そのもので判断する>

- ・ いじめ被害者は、自分がいじめられている（辱められている、貶められている）という事実を認めたくないし、早く逃れたいと願っている。
- ・ いじめという行為を「冗談」や「遊び」に転化させようとしたり、軽微に見せかけようとし大丈夫、心配ないと周囲や自分自身に示そうとする。
- ・ そのことが、いじめ行為を維持・悪化させ、教師や家族等によるいじめ発見を難しくさせることになる。
- ・ また、加害者の「遊びだった」「一緒になって喜んでいた」という詭弁を生むことになるとともに、早期発見ができなかった教師や家族の逃げ口上にもなる。

(4) いじめの構造

いじめは、A「いじめる者」、B「いじめられる者」だけでなく、はやし立て面白がったりするC「観衆」と見て見ぬふりをし暗黙の了解を与えているD「傍観者」によって成り立っている。AとBの立場が逆転することもあり、CやDの子どもも、いじめを助長していることを認識する必要がある。傍観者の中からいじめを抑止する「仲介者」が現れるような学級経営（人間関係づくり）が大切である。



(5) いじめる心理

いじめの衝動を発生させる原因として、次の事柄が挙げられる。

- ①心理的ストレス ②集団内の異質な者への嫌悪感情 ③ねたみや嫉妬感情
④遊び感覚やふざけ意識 ⑤いじめ被害者からの回避感情

(6) いじめと犯罪

- ① いじめの態様（文部科学省による）

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ・その他
(・不自然に机や椅子が離されたりしている、・暴力行為を受ける、・持ち物を隠されたり、掲示物の作品や机に落書きされたりする、・お節介、親切の押し付けを受ける、・自分の持ち物でないものが、机やロッカー等に入れられている、・たかりをされたり、使い走りをさせられたりする、・係決めなどで、ふざけ半分に推薦される、・体育やクラブ活動等で、練習のふりをしてボールをぶつけられる、・持ち物を傷付ける、・虚偽のうわさを流す 等)

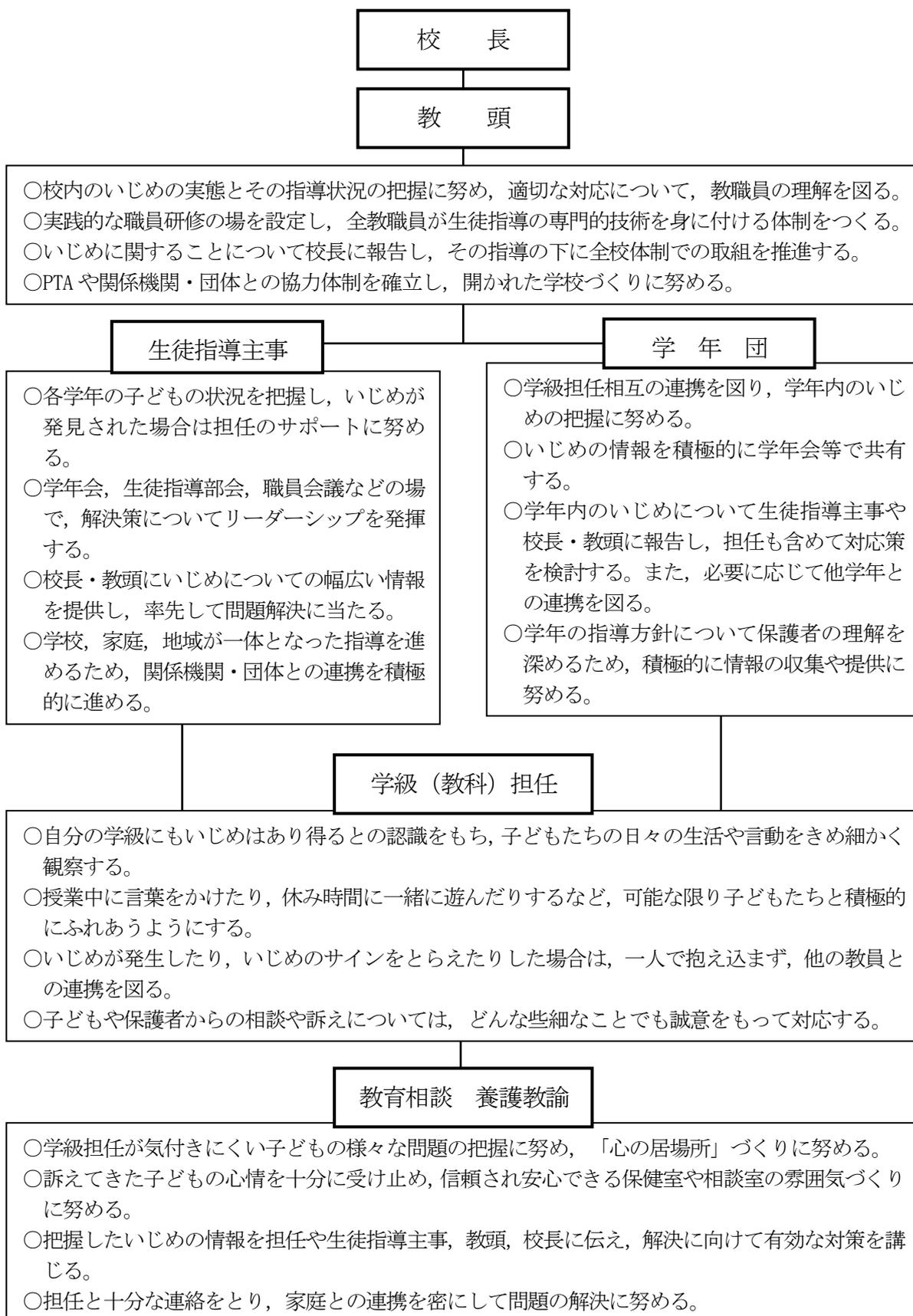
- ② 刑法上の犯罪に該当する可能性がある行為

- | | |
|------------------------------------|-----|
| ・殴る ・蹴る | 暴行罪 |
| ・暴力行為によって相手に傷害を与える | 傷害罪 |
| ・生命や身体等に害を加える脅し | 脅迫罪 |
| ・脅して異物を食べさせたり、万引きを強要したりする | 強要罪 |
| ・脅して金品を取る | 恐喝罪 |
| ・所持品を盗む | 暴行罪 |
| ・暴行または脅迫を用いて他人の財物を強取する | 暴行罪 |
| ・鞆を壊したり、教科書やノートを破ったりする | 暴行罪 |
| ・悪口を言う、インターネット上や黒板に悪口を書く | 暴行罪 |

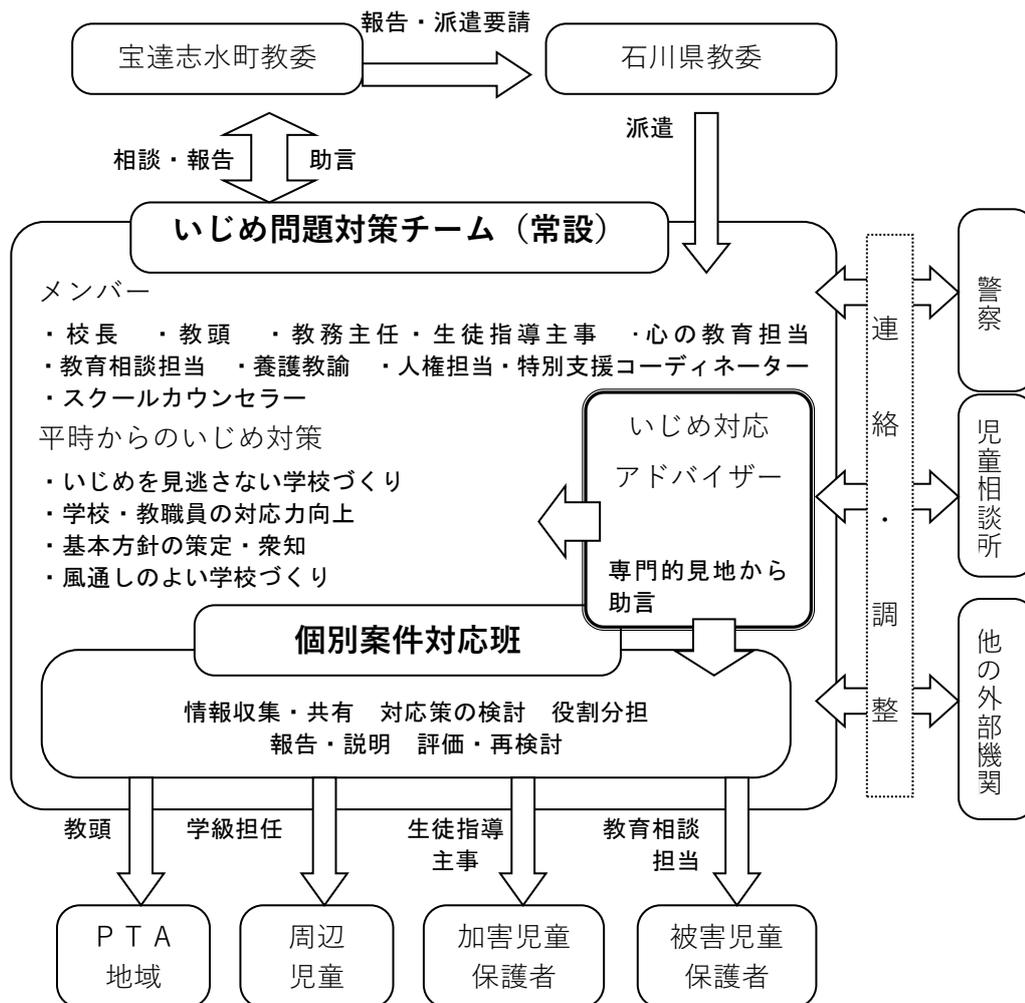
3 指導体制の在り方

(1) いじめに対する組織的取組

いじめに対して、校長のリーダーシップの下に、全教職員が組織をあげて取り組む指導体制を確立する必要がある。



取組の校内体制



いじめ問題対策チーム

ア 目的

いじめ問題の早期発見・早期対応に向け、平時からいじめ問題に備え、いじめ問題の発見時は、迅速かつ積極的な対応を行う。

イ 構成

校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，生徒指導担当，教育相談担当，養護教諭，人権担当，，特別支援コーディネーター，スクールカウンセラー，いじめ対応アドバイザーとする。

ウ 機能・役割・活動

- ・授業時間，休み時間など，定期的な校内巡視を実施し，情報の交換・共有を行う。休み時間の校内巡視については，月曜，水曜，金曜の長休みと昼休みに，職員が輪番で行う。安全面の指導とともに，行動や表情などの気になった児童に声かけをすることで，いじめの未然防止を図る。
- ・いじめアンケート調査の内容や方法の検討および結果の分析を行う。いじめアンケートは毎月行う。

- ・学校におけるいじめ相談窓口を設置し，児童や保護者に周知する。
- ・いじめの構造やいじめ発見のチェックポイントなど教職員の理解を深める。また，事例等を活用し，いじめ問題対応のシミュレーションを行い，事情聴取や保護者への説明，協力依頼の進め方についてスキル向上を図る。
- ・いじめ対応アドバイザーの派遣を要請し，必要な指導助言を仰ぐ。
- ・保護者，地域住民に対して，いじめ問題への学校の基本姿勢を学校便りや学校報，学級通信，ホームページ等を通して説明し，理解を得る。同時に，家庭や地域での気になる様子（いじめのサイン）を学校に知らせてもらうようお願いする。
- ・児童会が主体となった「いじめがない楽しい学校づくり」を，日常の活動や集会等を通して推進する。
- ・PTA や関係機関等の担当を決め，日常的な情報交換により，相談しやすい環境を構築する。
- ・問題によってはスクールカウンセラーを活用し，第三者的な視点からのアプローチを工夫する。
- ・いじめ問題発生時には，個別案件対応班を設置し，指示，助言を行う。また，必要に応じて，いじめ対応アドバイザーの派遣要請，関係機関への協力要請を行う。
- ・特に問題がなくても，月1回定期的に会を開催し，いじめアンケートの結果や校内巡回の様子，その他の情報の交換と共有，取組の成果や課題について話し合う。

個別案件対応班

ア 目的

いじめ問題に対し，学級担任の抱え込みや一部教職員の過重負担を回避し，複数教職による役割分担に沿った適切な対応を行うことで早期解消を図る。

イ 構成

当該児童の学級担任に，問題に応じていじめ問題対策チームの一部構成員を加えて組織する。いじめ一件ごとに組織する。

ウ 機能・役割

- ・情報を詳細に収集・共有し，いじめ問題対策チームに報告する。
- ・具体的な対応策を検討し，役割分担を明確にする。
- ・役割分担に沿った対応を進める。
- ・事態の進捗状況をいじめ問題対策チームに報告し，指示を受ける。
- ・対応策について吟味し，必要に応じて再検討を行う。
- ・対応の結果について整理し，記録に残す。

4 いじめの未然防止

(1) わかる授業づくり

- ・「わかった」「できた」「使えた」が実感できる授業づくりを行う。主体的に取り組める課題の設定とまとめや振り返りの時間の確保を行う。
- ・学習指導の場における積極的な生徒指導を行う。「自己存在感」「共感的な人間関係」「自己決定の場」の視点を持った授業を行う。
- ・学習過程や学習形態の工夫により、すべての児童が活躍できるようにする。
- ・教職員が、互いの授業を気楽に参観できる体制作りを進め、授業改善を図る。

(2) 道徳教育や人権教育の充実

- ・道徳教育や人権教育の充実により、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

(3) メディアリテラシー教育の充実

- ・メディアに対する適切な判断力と行動力の育成を目指す。特に、ネット依存や情報モラルの指導ができる体制整備を進める。また、「ネットいじめ」の未然防止に努める。

(4) 規範意識の育成

- ・校内での規律や学習ルールを全職員で確認し、徹底してやり通す。

(5) 自己有用感や自己肯定感を育む取組

- ・毎日のあいさつ運動や、遠足、掃除などの縦割り活動を通して、下級生に手本を示したり、世話をしたりすることで、自己有用感や自ら他者と関わろうとする意欲を持たせる。
- ・マラソン大会に向けたチャレンジ練習や縄跳びで新記録に挑むなど、チャレンジする活動を計画的に設け、自己肯定感を高める。

(6) 児童会が中心となる取組

- ・全校児童が仲良くなる遊びを年に数回行ったり、ゆるキャラを応募で決め、全校が同じ目標に向かって頑張ろうという雰囲気作りを行う。また、「あいみっ子祭り」で、協力しあったり、「やさしさいっぱい集会」で、家族や友だち、地域の人に感謝の気持ちを持つなど、人間はみんなつながって生きているという思いを持たせる。

(7) 体験活動を取り入れた取組

- ・地域の老人ホームを訪問し、お年寄りの相手をしたり、お世話をしたりすることで感謝の気持ちや思いやりの気持ちを養う。
- ・地域の障害をもつ人との交流を通して、認め合い、思いやる心を育てる。
- ・相見っ子見守り隊や図書ボランティア、読み聞かせボランティア、園芸のボランティアの方などに暑中見舞いの葉書きや年賀状を出す。また、ボランティアの方とのふれあい感謝の集いを通して、感謝の気持ちを行動として表す。

(8) 家庭や地域と連携した取組

- ・地域の方やボランティアの方から、児童の通学時の様子などを聞かせてもらう体制を構築する。

5 いじめの早期発見の取組み

(1) 定期的なアンケート調査の実施

いじめの実態を把握するため、以下のアンケートを実施する。

- ・相見っ子アンケート（月1回）

Google フォームで回答	年	名前
①こまっていることはありますか。		
（ ）はい → その、こまっていることはなんですか？（ ）		
（ ）いいえ		
②今の学年になって、いじめられている人のことを見たことやきいたことはありますか。		
（ ）はい → だれがどのようにいじめられていましたか？（ ）		
（ ）いいえ		
③さいきん、たのしかったことはなんですか。		
（ ）		

* 「はい」と回答した児童がいる場合、個別に聞き取りを行い、速やかに管理職に報告する。

(2) 小さなサインを見逃さない取組

- ・全職員が全児童の顔と名前を覚える。（児童の顔写真を、職員室の児童から見えない場所に張り覚える。）
- ・日頃から児童との信頼関係の構築に努める。
- ・児童が示す変化を見逃さないようにする。
- ・教職員相互の風通しを良くし、積極的に児童の情報交換を行う。

(3) 教育相談体制の充実

- ・アンケート調査をもとに定期的な教育相談を実施する。
- ・「いじめなどがあつたらためらわずに相談すること。」と日頃から指導をし、抵抗なくいじめの相談ができるようにする。
- ・養護教諭は、訴えてきた児童の心情を十分に受け止め、信頼され安心できる保健室の雰囲気作りに努める。
- ・スクールカウンセラーの効果的な活用を図る。

(4) 学校で分かるいじめ発見のポイント

○ いじめられている子どもの出すサイン

学校生活の中で、子どもたちは様々な悩みや不安にとまなうサインを、言葉や表情、しぐさなどで表す。教師は、一人一人の子どもが救いを求めて発するサインを見逃さず、早期に対応することが大切である。

<学校での一日>

※印 無理にやらされている可能性のあるもの

発見する機会	観察の視点 (特に, 変化が見られる点)	
朝の会	○ 遅刻・欠席が増える ○ 表情がさえず, うつむきがちになる	○ 始業時刻ぎりぎりの登校が多い ○ 出席確認の声が小さい
授業の開始時	○ 忘れ物が多くなる ○ 用具, 机, 椅子等が散乱している ○ 一人だけ遅れて教室に入る	○ 涙を流した気配が感じられる ○ 周囲が何となくざわついている ○ 席を替えられている
授業中	○ 正しい答えを冷やかされる ○ 発言に対し, しらげや嘲笑が見られる ○ 責任ある係の選出の際, 冷やかし半分に名前が挙げられる ○ ひどいアダ名で呼ばれる	○ グループ分けで孤立することが多い ○ 保健室によく行くようになる ※ 不まじめな態度で授業を受ける ※ ふざけた質問をする ※ テストを白紙で出す
休み時間	○ 一人でいることが多い ○ わけもなく階段や廊下等を歩いている ○ 用もないのに職員室等に来る ○ 遊びの中で孤立しがちである ○ プロレスごっこで負けることが多い	○ 集中してボールを当てられる ○ 遊びの中で, いつも同じ役をしている ※ 大声で歌を歌う ※ 仲良しでない者とトイレに行く
給食時間	○ 食べ物にいたづらをされる ○ グループで食べる時, 席を離している ○ その子どもが配膳すると嫌がられる	○ 嫌われるメニューの時に多く盛られる ※ 好きな物を級友に譲る
清掃時	○ 目の前にゴミを捨てられる ○ 最後まで一人でする ○ 椅子や机がぽつんと残る	※ さぼることが多くなる ※ 人の嫌がる仕事を一人でする
放課後	○ 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている ○ 顔にすり傷や鼻血の跡がある ○ 急いで一人で帰宅する	○ 用事がないのに学校に残っている日がある ※ 他の子の荷物を持って帰る

<注意しなければならない児童の様子>

様子等	観察の視点 (特に, 変化が見られる点)	
動作や表情	<ul style="list-style-type: none"> ○ 活気がなく, おどおどしている ○ 寂しそうな暗い表情をする ○ 手遊び等が多くなる ○ 独り言を言ったり急に大声を出したりする 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 視線を合わさない ○ 教師と話するとき不安な表情をする ※ 言葉遣いが荒れた感じになる
持ち物や服装	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教科書等にいたずら書きされる ○ 持ち物, 靴, 傘等を隠される 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 刃物等, 危険な物を所持する
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日記, 作文, 絵画等に気にかかる表現や描写が表れる ○ 教科書, 教室の壁, 掲示物等に落書きがある ○ 教材費, 写真代等の提出が遅れる ○ インターネットや携帯電話のメールに悪口を書き込まれる ○ SNSのグループから故意に外される。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 集金の提出が遅れる。 ○ 飼育動物や昆虫等に残虐な行為をする ○ 下足箱の中に嫌がらせの手紙等が入っている ※ 校則違反, 万引き等の問題行動が目立つようになる

(3) 家庭で分かるいじめ発見のポイント

○ いじめられている子どもが家庭で出すサイン

保護者から, 子どもの家庭での様子について, 以下のような相談があったら, いじめられているのではないかと受け止め, 指導に当たる必要がある。

観察の視点 (特に, 変化が見られる点)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 衣類の汚れや破れが見られたり, よくけがをしたりしている。 ○ 風呂に入りたがらなくなる。(殴られた傷跡等を見られるのを避けるため) ○ 買い与えた学用品や所持品が紛失したり, 壊されたりしている。 ○ 教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり, 破られたりしている。 ○ 食欲がなくなったり, 体重が減少したりする。 ○ 寝付きが悪かったり, 夜眠れなかったりする日が続く。 ○ 表情が暗くなり, 言葉数が少なくなる。 ○ いらいらしたり, おどおどしたりして, 落ち着きがなくなる。 ○ 部屋に閉じこもることが多く, ため息をついたり, 涙を流したりする。 ○ 言葉遣いが荒くなり, 親や兄弟などに反抗したり, 八つ当たりしたりする。 ○ 親から視線をそらしたり, 家族に話しかけられることを嫌がったりする。 ○ ナイフ (刃物) などを隠し持つことがある。 ○ 登校時刻になると, 頭痛, 腹痛, 吐き気などの身体の不調を訴え, 登校を渋る。

- 転校を口にししたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。
- 家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- 親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- 不審な電話や、嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で、急な外出が増える。
- 「どうせ自分はだめだ」などの自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心をもつ。
- 投げやりで、集中力がわからない。ささいなことでも決断できない。
- テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。

○ 「ネットいじめ」にあっている子どもが家庭で出すサイン

観察の視点（特に、変化が見られる点）

- パソコンや携帯電話を頻繁にチェックする、又は、全く触れようとしなくなる。
- 親が近づくと画面を切り替えたり、隠そうとしたりする。
- インターネットを閲覧した後に、動揺しているような行動をとる。
- 携帯電話の着信音に、怯えるような態度をとる。
- 電話やメールの受信音後に、そっと一人で出かけようとする。

6 いじめの対応

いじめを発見した場合は、全体に対する指導だけで終わるのではなく、いじめた子ども、いじめられた子どもへの個別の指導を徹底するとともに、いじている子ども、いじめられている子ども双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求めることが大切である。

(1) いじめられている子どもへの対応

《学校》

- ① いじめられている子どもを必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、教師、養護教諭等の誰かが必ず相談相手になることを理解させる。
- ② 決して一人で悩まず、必ず友人や親、教師等誰かに相談すべきことを十分指導する。
- ③ いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静に、じっくりと子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ④ いじめた子どもを謝らせたり、双方に仲直りの握手をさせたりしただけで、問題が解決したなどという安易な考えをもたずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- ⑤ 子どもの長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信を持たせる。
- ⑥ いじめられている子どもを守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。

《家庭》

- ① 子どもの様子に十分注意して、どんな小さな変化についても気をつけ、何かあったら学校に相談し協力し合う。
- ② 子どもの長所を積極的に見つけ、認め、家族にとってかけがえの無い存在であることを理解させ自信を持たせる。
- ③ 必ず守り通すという姿勢を明確に示し安心させる。本人の話を冷静に、じっくりと聞き、子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め心の安定を図る。

(2) いじめている子どもへの対応

《学校》

- ① まず、いじめられた児童の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として絶対許されない行為であることを分からせる。
- ② 当事者だけでなく、いじめを見ていた子どもからも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ③ 集団によるいじめの場合、いじめていた中心者が、表面に出ていないことがある。いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- ④ いじめた子どもが、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、いじめは犯罪であるという認識を理解させる。
- ⑤ いじめた子どもの不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的をもたせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。
- ⑥ いじめが解決したと見られる場合でも、教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないので、そのときの指導によって、解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- ⑦ 十分な指導にもかかわらず、なおいじめが一定の限度を超える場合は、いじめられている子どもを守るために、いじめる子どもの保護者に対する出席停止措置や警察等の協力を得た厳しい対策をとる。また、出席停止になった子どもには、立ち直りのため、個に応じた指導を工夫する。

《家庭》

- ① いじめは絶対に正当化できないものであるという家族の毅然とした姿勢をしめし、本人に十分言い聞かせ納得させる。
- ② 子どもの変容を諮るために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人と保護者が一緒に考える。

(3) いじめられている子どもの保護者への対応

- ① いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- ② 家庭訪問をしたり、来校を求めたりして話し合いの機会を早急にもつ。その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校として、いじめられている子どもを守り通すことを十分伝える。
- ③ いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
- ④ 学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- ⑤ 必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。
- ⑥ 家庭においても子どもの様子に十分注意してもらい、子どものどんな小さな変化についても学校に連絡してもらうように要請する。

(4) いじめている子どもの保護者への対応

- ① いじめの事実を正確に伝え、いじめられている子どもや保護者の、つらく悲しい気持ちに気付かせる。
- ② 教師が仲介役になり、いじめられた子どもの保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。
- ③ いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。
- ④ 子どもの変容を図るために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

7 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- ① 児童が悩みを抱え込まないように、学校内に相談しやすい環境をつくる。
- ② 学校や地域の実態や、児童の発達段階に応じた情報モラル教育を推進する。
- ③ 「ネットいじめ」について、教職員自身が理解するとともに、保護者の理解を求めていく。特に、インターネットの利用に関する親子のルール作りを推進する。また、保護者に子供には携帯電話等を持たせないよう働きかける。
- ④ 「ネットいじめ」が明らかになった場合は、被害児童及び加害児童から十分な聞き取りを行い、事実関係を明らかにし、相手の立場に立って考える指導を行う。
- ⑤ 不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。速やかに削除することが難しい場合には、教育委員会に連絡し、地方法務局や警察等の関係機関と連携して対応する。

8 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- ① いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めた場合
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
- ② いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めた場合
 - ・ 目安は年間30日
 - ・ 一定期間連続して欠席しているような場合は、教育委員会又は学校の判断により迅速による。

(2) 重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。

(3) 重大事態の調査

- ①教育委員会指導のもと「いじめ問題対策チーム」を母体として、適切な専門家を加え、速やかに事実関係を明確にするための調査を行う。
- ②調査の実施に当たっては、事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。
その際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係（いつ、誰から、どのように行われたか、いじめを生んだ背景や児童の人間関係はどうだったかなど）を速やかに調査する。

(4) 調査結果の提供及び報告

- ① いじめを受けた児童生徒及びその保護者へ調査によって明らかになった事実関係について情報を適切に提供する。
- ② 調査結果については、教育委員会に報告する。いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を調査結果の報告に添えて教育委員会に送付する。

9 校内研修会の実施

- ・ 毎月、児童理解の会を行う。クラス全体の様子や気になる児童について情報交換を行い、指導方針を決めた上で、具体的な対策を立てる。
- ・ いじめ防止基本方針の確認をし、いじめの構造やいじめ発見のチェックポイントなど教職員の理解を深める。（4月）
- ・ 生徒指導主事研修等いじめに関する各種研修の還元を行う。（適宜）
- ・ 事例等を活用し、いじめ問題対応のシミュレーションを行い、事情聴取や保護者への説明、協力依頼の進め方についてスキル向上を図る。（8月）
- ・ 年度末に、今年度の取組の成果と課題について話し合い、いじめ防止基本方針の見直しを図る。（PDCA）

10 いじめの問題への取組チェックポイント

指導体制

- 1 いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践に当たっているか。(チーム)
- 2 いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。(チーム)
- 3 いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立しているか。(チーム)

早期発見・早期対応

- 4 教師は、日常の教育活動を通じ、教師と児童、児童間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。(教職員)
- 5 児童の生活実態について、たとえば聞き取り調査や質問紙調査を行うなど、きめ細かく把握に努めているか。(チーム・教職員)
- 6 児童が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応しているか。(チーム・教職員)
- 7 養護教諭やスクールカウンセラーと連携し、いじめの把握や教育相談が行える体制があり、十分に機能しているか。(チーム)
- 8 いじめについて訴えがあったときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか。(チーム・教職員)
- 9 いじめの問題解決や教育相談にあたり、教育委員会との連絡を密にすると同時に、必要に応じ教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を行うとともに、その周知や広報が行われているか(チーム)
- 10 学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっているか。(チーム)

教育指導

- 11 「いじめは人間として許されない」との強い認識に立って指導に当たっているか。(教職員)
- 12 学校全体として、校長をはじめ各教師がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めているか。(教職員)
- 13 道徳や学級(ホームルーム)活動の時間、児童会活動などにおいて、いじめにかかわる問題を取り上げ、適切な指導・助言が行われているか。(教職員)
- 14 いじめを行う児童に対しては、特別の指導計画による指導のほか、さらに警察との連携等の措置も含め、毅然とした対応を行うこととしているか。(チーム)
- 15 いじめられる児童に対し、心のケアやさまざまな弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っているか。(チーム・対応班)
- 16 いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な指導を行っているか。(チーム・対応班)

家庭・地域社会との連携

- 17 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等（学校いじめ防止基本方針）を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めているか。（チーム）
- 18 P T Aや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか。（チーム）
- 19 家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を図っているか。（チーム）
- 20 いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっているか。いじめの問題について、学校のみで解決することに固執しているような状況はないか。（対応班）

*チーム→「いじめ問題対策チーム」

*対応班→「個別案件対応班」

*教職員→「教職員一人ひとり」を指す。

1.1 行動計画

◇評価：1よくできた 2 ほぼできた 3あまりできなかった 4全くできなかった

	学校長	評価	教頭	評価	生徒指導担当	評価	担任	評価
4月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ問題対策チームを常設する。 学校説明会で保護者者に取組について周知する。 	1 2 3 4	<ul style="list-style-type: none"> 年間を通じて児童の登校の様子を見守り、児童の変化にいち早く気づく。 	1 2 3 4	<ul style="list-style-type: none"> 児童理解の会を行い、気になる児童についての情報を共有する。 相見っ子アンケートを実施する。 生徒指導個人カードの記入を学級担任に伝える。 	1 2 3 4	<ul style="list-style-type: none"> 新しく担任する児童の引継ぎを行い、実態を把握する。 学級担任は、学習規律の徹底や学級のいじめを見逃さない雰囲気づくりに努める。 学級担任は、アンケートをもとに個別の面談を行う。 	1 2 3 4
5月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対応アドバイザーに7月の研修の派遣を依頼する。 	1 2 3 4	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対応アドバイザーの7月の研修の派遣について生徒指導主事と調整する。 	1 2 3 4	<ul style="list-style-type: none"> 児童理解の会を行い、気になる児童についての情報を共有する。 相見っ子アンケートを実施する。 いじめ対応アドバイザーと7月の研修の派遣について打ち合わせを行う。 	1 2 3 4	<ul style="list-style-type: none"> 学級担任は、児童の家庭状況を踏まえ、児童の様子を観察する。 学級担任は、アンケートをもとに個別の面談を行う。 	1 2 3 4
6月	<ul style="list-style-type: none"> いじめアンケート後の組織的な対応を指示する。 いじめ対応アドバイザーとともに校内研修会を開催する。 	1 2 3 4	<ul style="list-style-type: none"> いじめアンケート後の情報の共有と組織的な対応を行う。 いじめ対応アドバイザーとともに校内研修を開催する。 	1 2 3 4	<ul style="list-style-type: none"> 児童理解の会を行い、気になる児童についての情報を共有する。 相見っ子アンケートを実施する。 いじめ対応アドバイザーとともに校内研修を進める。 	1 2 3 4	<ul style="list-style-type: none"> 学級担任は、アンケートをもとに個別の面談を行う。 	1 2 3 4
7月	<ul style="list-style-type: none"> 夏休みの過ごし方についての指導を十分に行うことを指示する。 	1 2 3 4	<ul style="list-style-type: none"> 児童の様子を観察し、気になることがあれば生徒指導主事や学級担任に伝える。 	1 2 3 4	<ul style="list-style-type: none"> 児童理解の会を行い、気になる児童についての情報を共有する。 相見っ子アンケートを実施する。 	1 2 3 4	<ul style="list-style-type: none"> 学級担任は、アンケートをもとに個別の面談を行う。 	1 2 3 4
8月	<ul style="list-style-type: none"> 夏休み中の気になる児童について、各担任から様子を把握するよう指示する。 	1 2 3 4	<ul style="list-style-type: none"> 夏休み中の児童の様子を各担任から聞き、児童の実態を把握する。 	1 2 3 4	<ul style="list-style-type: none"> 児童理解の会を行い、気になる児童についての情報を共有する。 夏休み中の児童の様子を各担任から聞き、児童の実態を把握する。 	1 2 3 4	<ul style="list-style-type: none"> 気になる児童について、連絡を取り、夏休み中の生活について把握する。 	1 2 3 4
9月	<ul style="list-style-type: none"> 夏休み明けの児童の様子に細心の注意を払うように指示する。 いじめ対応アドバイザーに10月の研修の派遣を依頼する。 	1 2 3 4	<ul style="list-style-type: none"> 朝の登校の様子から新学期の児童の様子を把握する。 いじめ対応アドバイザーの10月の研修の派遣について生徒指導主事と調整する。 	1 2 3 4	<ul style="list-style-type: none"> 児童理解の会を行い、気になる児童についての情報を共有する。 相見っ子アンケートを実施する。 いじめ対応アドバイザーと10月の研修の派遣について打ち合わせを行う。 	1 2 3 4	<ul style="list-style-type: none"> 新学期の児童の様子を観察し、気になる児童には声掛けをしたり、管理職に報告し、対応を考えたりする。 学級担任は、アンケートをもとに個別の面談を行う。 	1 2 3 4

10月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対応アドバイザーとともに校内研修会を開催する。 	1 2 3 4	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対応アドバイザーとともに校内研修会を開催する。 	1 2 3 4	<ul style="list-style-type: none"> 児童理解の会を行い、気になる児童についての情報を共有する。 相見っ子アンケートを実施する。 いじめ対応アドバイザーとともに校内研修を進める。 	1 2 3 4	<ul style="list-style-type: none"> 学級担任は、アンケートをもとに個別の面談を行う。 	1 2 3 4
11月	<ul style="list-style-type: none"> いじめアンケート後の組織的な対応を指示する。 	1 2 3 4	<ul style="list-style-type: none"> アンケート後の情報の共有と組織的な対応を行う。 	1 2 3 4	<ul style="list-style-type: none"> 児童理解の会を行い、気になる児童についての情報を共有する。 相見っ子アンケートを実施する。 	1 2 3 4	<ul style="list-style-type: none"> 学級担任は、アンケートをもとに個別の面談を行う。 	1 2 3 4
12月	<ul style="list-style-type: none"> 冬休みの過ごし方についての指導を十分に行うことを指示する。 	1 2 3 4	<ul style="list-style-type: none"> 児童の様子を観察し、気になることがあれば生徒指導主事や学級担任に伝える。 	1 2 3 4	<ul style="list-style-type: none"> 児童理解の会を行い、気になる児童についての情報を共有する。 相見っ子アンケートを実施する。 	1 2 3 4	<ul style="list-style-type: none"> 通知表渡して保護者との連携を密にする。 学級担任は、アンケートをもとに個別の面談を行う。 	1 2 3 4
1月	<ul style="list-style-type: none"> 冬休み明けの児童の様子に細心の注意を払うように指示する。 	1 2 3 4	<ul style="list-style-type: none"> 朝の登校の様子から新学期の児童の様子を把握する。 	1 2 3 4	<ul style="list-style-type: none"> 児童理解の会を行い、気になる児童についての情報を共有する。 相見っ子アンケートを実施する。 	1 2 3 4	<ul style="list-style-type: none"> 新学期の児童の様子を観察し、気になる児童には声掛けをしたり、管理職に報告し、対応を考えたりする。 	1 2 3 4
2月	<ul style="list-style-type: none"> いじめアンケート後の組織的な対応を指示する。 	1 2 3 4	<ul style="list-style-type: none"> いじめアンケート後の情報の共有と組織的な対応を行う。 	1 2 3 4	<ul style="list-style-type: none"> 児童理解の会を行い、気になる児童についての情報を共有する。 相見っ子アンケートを実施する。 	1 2 3 4	<ul style="list-style-type: none"> 学級担任は、アンケートをもとに個別の面談を行う。 	1 2 3 4
3月	<ul style="list-style-type: none"> 来年度に向けての改善点を指示する。 	1 2 3 4	<ul style="list-style-type: none"> 改善点を受けての取組計画を立てる。 	1 2 3 4	<ul style="list-style-type: none"> 児童理解の会を行い、気になる児童についての情報を共有する。 相見っ子アンケートを実施する。 生徒指導部会を開き、1年間の振り返りを行い、次年度への改善点を考える。 	1 2 3 4	<ul style="list-style-type: none"> 学級担任は、アンケートをもとに個別の面談を行う。 	1 2 3 4
年間を通して、道徳教育・各教科等と関連させる								

12 主な相談機関

- 24時間いじめ相談テレフォン（県教委） 24時間
076-298-1699
- 石川県こころの健康センター 月～金 8:30～17:15
076-238-5761
- 石川県家庭教育電話相談 月～金 9:00～17:00
076-263-1188
- こどもの人権110番（金沢地方法務局） 月～金 8:30～17:15
0120-007-110
- いじめ110番（少年サポートセンター） 24時間
0120-617-867
- 宝達志水町青少年育成センター 月～金 8:30～17:15
0767-29-8320
- 石川県七尾児童相談所 月～金 8:30～17:15
0767-53-0811
- チャイルドラインいしかわ 月～土 16:00～21:00
0120-99-7777